

警報発令時の措置規定

- (1) 午前6時30分の時点で、「田辺市 龍神」に暴風・大雨・洪水警報のいずれかが発令されている場合は、すべての生徒は自宅待機とする。
- (2) 「田辺市 龍神」以外の自宅地域および通学経路上の地域に上記警報が発令されている場合は、該当生徒は自宅待機とする。(授業は通常通り行うが該当生徒については公欠扱いとする)
- (3) 大雪のためバスが全面ストップし登校が困難と判断される場合は、すべての生徒は自宅待機とする。
- (4) (1) の場合、午前10時30分までに警報が解除された場合は、午後からの授業を行うので、午後1時までに登校すること。
(2) の場合、午前10時30分までに警報が解除された場合は、午後からの授業に出席できるように、午後1時までに登校すること。
(3) の場合、雪が止むとかバスが動き出すなど、登校可能な状況になれば、学校から連絡して途中から授業を行う。
- (5) 終日臨時休校となった場合は、後日振替授業等の措置を行う。
- (6) 定期考査中に臨時休校となった場合、その日のテストは予定された考査の終了日の翌日に実施する。
- (7) 上記の気象警報が解除されても、交通機関・道路事情等が危険と判断される場合や、河川等の氾濫・増水等により危険が予想される場合は、各家庭の判断で登校しない。この場合は、なるべく早く保護者からの「届」を受け、妥当と認められる場合は公欠扱いとする。

※市町村別の気象情報の確認方法については、下記を参照してください。

テレビやラジオ等の媒体、あるいは177天気予報サービスでは、画面表示や読み上げる情報量の都合により、これまでどおり「田辺・西牟婁」や「紀中」といった市町村をまとめた地域名で放送される場合がありますので、必ず市町村別の気象情報で確認してください。

市町村別の気象情報の確認方法

- 地上デジタルテレビ放送のデータ放送
- インターネットによる気象情報のホームページ
<http://www.jma.go.jp/jp/warn/336.html>
- 国土交通省防災情報提供センターの携帯電話サイト
<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>